

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日を除く)

告示

鳥取県告示第百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

◇告示 生活保護法による医療機関の指定

保険医療機関の指定

土地改良区の定款の変更の認可（二件）

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業の変更計画の決定

土地改良事業の適否の決定（五件）

解除予定の保安林

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

都市計画事業の認可

海岸保全区域の指定

海岸保全区域の指定の一部改正

港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域

◆公 告 鳥取県警察官採用試験の実施

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
境港調剤薬局	境港市東本町三〇番地三	昭和五十六年一月二十七日

鳥取県告示第百四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤田医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三〇	昭和五十六年二月一日

鳥取県告示第百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、邑美土地改良区の定款の変更を昭和五十六年二月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場及び東伯郡赤崎町大字佐崎二二一一番地 勝田川土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（加勢蛇川地区ほ場整備）事業の変更計画を

昭和五十五年十月三十一日付で勝田川土地改良区から申請のあつた土地改良（勝田川地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十一条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百五十三号

昭和五十五年十二月二十七日付けで境港市から申請のあつた土地改良(外江町芝地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

る。

昭和五十六年二月十三日

一 縦覧に供する書類

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百五十二号

昭和五十五年十一月二十七日付けで境港市から申請のあつた土地改良(外江町芝地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

る。

- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年二月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
境港市役所
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第百五十四号**
- 昭和五十六年一月二十一日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（日吉津地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十六年二月十三日
- 鳥取県知事 平 鴻 三

- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第百五十五号**
- 昭和五十六年一月三十日付けで江府町から申請のあつた土地改良（西成地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十六年二月十三日
- 鳥取県知事 平 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年二月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十六号

昭和五十六年二月二日付けで福部村から申請のあつた土地改良（海士地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 東伯郡北条町大字松神字西灘山一二七七の二
- 二 保安林として指定された目的 風害の防備
- 三 指定理由の消滅

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県告示第百五十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画事業田島土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百五十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取市田島字前田下通り一、字前田下通り二、字池端田渕通り、字前

- 一 組合の名称 鳥取市田島土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 昭和四十九年十月四日から昭和五十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区

畠ヶ、字宮ノ下、字東土居及び字西土居の各一部並びに字池端中道通りの全部、松並町一丁目の一一部並びに田園町三丁目の一一部

四

事務所の所在地

鳥取市尚徳町一一六番地

鳥取市建設部開発課内

五

設立認可の年月日

昭和四十九年十月一日

六

事業年度

昭和四十九年度から昭和五十八年度まで

七

公告の方法

鳥取市役所及び三の施行地区周辺の鳥取市の掲示場に掲示する。

八

変更認可の年月日

昭和五十六年二月六日

九

昭和五十六年二月六日

鳥取県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一

施行者の名称

鳥取市
二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業七一五一一号永楽富安線

三 事業施行期間
昭和五十六年二月十三日から昭和五十八年三月三十一日まで

四 事業地
1 収用の部分 鳥取市富安及び富安二丁目地内
2 使用の部分 なし

鳥取県告示第百六十号
海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第三条第一項の規定に基づき、岸保全区域を次のとおり指定する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

海岸名
区 域

鳥取県中海 沿岸境港海 岸弓浜地区	(A区域) 次の基点一、基点二、補助点二一一及び補助点一一一の各点 を順次に直線で結んだ線及び補助点一一一と基点一とを直線で 結んだ線によって囲まれた区域
海岸	基点一 境港市新屋町字寄合前三二六八番一地先の標柱

補助点二一一 基点一から三三四度四四分三七一・○メートルの点
補助点一一一 基点一から五六度四〇分一五一・○メートルの点
(B区域)
次の基点一から基点十五までの各点を順次に直線で結んだ線
並びに基点十五、補助点十三一三、補助点十三一二、補助点十三一一、補助点十二一一、補助点十一一一、補助点十一一及び
助点四一一、補助点二一一、補助点二一一一、補助点一一一及び
基点一の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点一 境港市福定町字篠津向一八一四番六地先の標柱
基点二 基点一から三五〇度〇〇分三一八・〇メートルの点
基点三 基点二から三五五度三〇分七〇五・〇メートルの点
基点四 基点三から九〇度〇〇分三八五・〇メートルの点
基点五 基点四から三三一度一一分九・五メートルの点
基点六 基点五から五七度三〇分三三一・〇メートルの点
基点七 基点六から一四七度三〇分八・三メートルの点
基点八 基点七から五七度三〇分一〇四六・〇メートルの点
基点九 基点八から三三〇度二〇分七・四メートルの点
基点十 基点九から五七度三〇分四二・〇メートルの点
基点十一 基点十から三九度四二分五〇七・〇メートルの点
基点十二 基点十一から三四度三四分四七・〇メートルの点
基点十三 基点十二から三八度二〇分一七〇・〇メートルの点
基点十四 基点十三から一度九分二六八・〇メートルの点

基点一 基点一 から三三四度四四分三七一・〇メートルの点
補助点一一 基点一 から六五度四〇分一五一・〇メートルの点
(B区域) 補助点二一一 基点一 から六六度四一分一八八・〇メートルの点

補助点一 基点一から八〇度三二分二六七・〇メートルの
基点十五 基点十四から七八度二八分六〇・〇メートルの点
補助点二 基点一から八六度〇九分二三二・〇メートルの
点

補助点十一一一 基点十一から一三四度〇一分六〇・〇メートルの点
補助点十二一一 基点十二から一一五度三六分五九・〇メートルの点
補助点十三一一 基点十三から一七五度一四分八四・〇メートルの点
補助点十三一二 基点十三から一六五度四七分七七・〇メートルの点
補助点十三一三 基点十三から一一七度二一分六四・〇メートルの点

鳥取県告示第百六十一号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

表の鳥取県中海沿岸境港海岸弓浜地区海岸の項を削る。

鳥取県告示第百六十二号

海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第五条第四項の規定に基づき、港湾区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長が管理する区域を次のとおり定める。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

一 港湾管理者の長の氏名

境港港湾管理者の長 境港管理組合管理者 鳥取県知事 平林鴻三

二 港湾管理者の長が管理する区域

鳥取県鳥取沿岸境港海岸弓浜地区海岸に係る次の海岸保全区域のうち、境港の港湾区域及び港湾隣接地域を除いた部分

海岸名	区域
鳥取県中海	(A区域)
沿岸境港海岸弓浜地区	次の基点一、基点一、補助点一一一及び補助点一一一の各点を順次に直線で結んだ線及び補助点一一一と基点一とを直線で結んだ線によって囲まれた区域
海岸	基点一 境港市新屋町字寄前三二六八番二地先の標柱
	基点二 基点一から三三四度四四分三七一・〇メートルの点
	補助点一一一 基点一から六五度四〇分一五二・〇メートルの点
	補助点二一一 基点一から六六度四一分一八八・〇メートルの点
	(B地域)
	次の基点一から基点十五までの各点を順次に直線で結んだ線並びに基点十五、補助点十三一三、補助点十三一二、補助点十三一一、補助点十二一一、補助点十一一一、補助点十一一、補助点四一一、補助点二一一、補助点二一一一、補助点一一一及び基点一の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域
	基点一 境港市福定町字館津向一八一四番六地先の標柱
	基点一 基点一から三五〇度〇〇分三一八・〇メートルの点
	基点三 基点二から三五五度三〇分七〇五・〇メートルの点
	基点四 基点三から九〇度〇〇分三八五・〇メートルの点
	基点五 基点四から三三一度一一分九・五メートルの点
	基点六 基点五から五七度三〇分三三一・〇メートルの点
	基点七 基点六から一四七度三〇分八・三メートルの点
	基点八 基点七から五七度三〇分一〇四六・〇メートルの点
	基点九 基点八から三三〇度一〇分七・四メートルの点

基点十 基点九から五七度三〇分八二・〇メートルの点
 基点十一 基点十から一九度四一分五〇七・〇メートルの点
 基点十二 基点十一から一四度三四分四七・〇メートルの点
 基点十三 基点十一から一八度一〇分一七〇・〇メートルの点
 基点十四 基点十三から一度九分一六八・〇メートルの点
 基点十五 基点十四から七八度一八分六〇・〇メートルの点
 基点十六 基点一から八六度〇九分三三・〇メートルの点
 基点十七 基点一から八〇度三一分三・〇メートルの点
 基点十八 基点一から八〇度三一分五九・〇メートルの点
 基点十九 基点四から六七度三六分五四・〇メートルの点
 基点二十 基点十から一三四度〇一六六〇・〇メートルの点
 ハの点
 基点二十一 基点十一から一五度三六分五九・〇メートル
 ルの点
 基点二十二 基点十一から一七五度一四分八四・〇メートル
 ルの点
 基点二十三 基点十一から一度五度四七分七七・〇メートル
 ルの点
 基点二十四 基点十一から一七度一一分六四・〇メートルの点
 ハの点
 基点二十五 基点十四から七八度一八分六〇・〇メートルの点
 基点二十六 基点一から八六度〇九分三三・〇メートルの点
 基点二十七 基点一から八〇度三一分三・〇メートルの点
 基点二十八 基点四から六七度三六分五四・〇メートルの点
 基点二十九 基点十から一三四度〇一六六〇・〇メートルの点
 ハの点
 基点三十 基点十一から一五度三六分五九・〇メートル
 ルの点
 基点三十一 基点十一から一七五度一四分八四・〇メートル
 ルの点
 基点三十二 基点十一から一度五度四七分七七・〇メートル
 ルの点
 基点三十三 基点十一から一七度一一分六四・〇メートルの点
 ハの点

公 告

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)
第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和56年2月13日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 誠

1 試験の名称

昭和55年度第2回鳥取県警察官採用試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官(A)	約 6 名
警察官(B)	約 9 名

3 対象となる職種

警察に勤務する公安職給料表7等級の係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として次の表に掲げる給料のほか諸手当が支給される。

試験の区分	給料月額
警察官(A)	107,000円
警察官(B)	92,000円

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受験資格
警察官(A)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は当該大学若しくは学校を昭和56年3月31までに卒業する見込みの者

7 第2次試験
 (1) 試験種目
 人物試験、体力検査、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所
 昭和28年4月
 2日から昭和38年4月1日までに生まれた男子

昭和28年4月
 最終合格者の発表
 昭和56年3月下旬に鳥取県庁本庁舎にてその氏名を掲示して発表する。

警察官(B)
 上記以外の者
 までに生まれた男子

9 採用候補者名簿及び採用方法
 最終合格者は、試験の区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。

採用は、この名簿に基づき提示した者の中から行われる。

教養試験（多肢選択式）、論文（作文）試験、適性検査及び身体検査とし、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

- (2) 試験の期日
 昭和56年3月1日（日）

- (3) 試験の場所
 鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
 米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

- (4) 第1次試験合格者の発表
 昭和56年3月中旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）

にその氏名を掲示して発表する。
 なお、合格者には書面で通知する。

6 第1次試験
 (1) 試験種目

10 受験の手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申し込み

受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和56年2月13日(金)から同月26日(木)まで(日曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、昭和56年2月26日までに到着したものに限り受け付ける。
ただし、特別の事情のある者については、第1次試験当日各試験場において受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(ただし、土曜日は、12時まで)

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。
(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、60円切手をはつたて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基	準
身長	160センチメートル以上であること。	
体重	47キログラム以上であること。	
胸围	78センチメートル以上であること。	
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、きょう正視力が1.0以上であること。	
弁色力	正常であること。	
聽力	正常であること。	
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	